

益田市コミュニティ活動施設バリアフリー化等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、コミュニティ活動等を行う団体が市内の施設において行う必要かつ合理的な配慮の提供を推進することにより、障がい者への理解の促進及び差別の解消を図り、もって障がい者福祉の向上に寄与することを目的として、当該団体が行う合理的配慮の提供に要する経費の一部について予算の範囲内で益田市コミュニティ活動施設バリアフリー化等補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、益田市補助金等交付規則（平成9年3月31日益田市規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) コミュニティ活動等 一定の地域を拠点として行われる不特定多数の者が参加する活動で、営利を目的としない自主的、主体的な社会参画活動をいう。
- (2) 団体 一定の地域住民により自主的に結成された地域住民グループ、ボランティア団体又は特定非営利活動法人等の非営利団体（法人格の有無を問わない。）で、代表者が明らかであり、かつ、組織及び運営について定款、規約等の定めがあるものをいう。
- (3) 市内の施設 コミュニティ活動等を行う団体が、所有し、又は通年で管理する市内の施設で、不特定多数の者が利用し、障がい者の利用が見込まれるものをいう。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する団体で、市内の施設に活動の拠点を置くものとする。

- (1) 市内の施設において継続してコミュニティ活動等を行う団体
- (2) その他市長が適当と認める団体

2 前項の規定にかかわらず、団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 市税を滞納している場合
- (2) 当該団体の役員若しくは構成員が暴力団員による不当な防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらのものと密接な関係を有する者である場合
- (3) 政治的活動又は宗教的活動を目的とする団体である場合
- (4) その他団体の活動が公序良俗に反し、市長が不適当と認める場合

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業で、第6条の規定による交付の申請をした日（第9条において「交付申請日」という。）が属する会計年度の末日までに完了するものとする。

(1) 市内の施設において使用する、点字案内、会話ボード、音声コードを用いたチラシ等の合理的配慮の提供を行うためのコミュニケーションツール（以下「コミュニケーションツール」という。）の作成又は折り畳み式スロープ、滑り止めマット等の合理的配慮の提供を行うための物品（以下「物品」という。）の購入

(2) 市内の施設におけるスロープ、手すり等の設置、便器の改修等の合理的配慮の提供を行うための工事（以下「工事」という。）の施工。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 既に設置している洋式便器及び手すり等の取替えに係るもの

イ 老朽化に伴う原状回復を主な目的とするもの

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち市長が適当と認めるものとする。ただし、国、県その他の団体が実施する補助事業又は市が実施する他の補助事業の交付の対象となる経費を除く。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、別表左欄に掲げる補助対象事業の区分に応じ、補助対象経費の合計額に同表の中欄に掲げる補助率を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）又は同表の右欄に掲げる補助限度額のいずれか低い額とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする団体は、補助対象事業を実施する前に、益田市コミュニティ活動施設バリアフリー化等補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) コミュニケーションツールの作成又は物品の購入 次に掲げる書類

ア コミュニケーションツール又は物品の内容が分かるカタログ、仕様書等の資料の写し

イ 見積書の写し

ウ コミュニケーションツール作成及び物品購入内訳書（様式第2号）（複数のコミュニケーションツールの作成又は複数の物品の購入について申請する場合）

エ その他市長が必要と認める書類

(2) 工事施工 次に掲げる書類

ア 工事計画書（様式第3号）又は工事請負契約書の写し

イ 見積書の写し

ウ 工事図面の写し（工事箇所が確認できるものに限る。）

エ 工事施工前の写真

オ その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、1の団体につき、別表左欄に掲げる補助対象事業の区分それぞれについて1回限りとする。ただし、当該補助対象事業の各区分を同時に1の申請で行うことができる。

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するとともに、益田市コミュニティ活動施設バリアフリー化等補助金交付決定等通知書(様式第4号)により、当該申請をした団体に通知するものとする。

2 前項の規定により交付決定を受けた補助金については、規則第10条ただし書の規定により同条の着手届及び完了届の提出を要しないものとする。

(申請事項の変更等)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた団体(以下「補助決定団体」という。)は、申請内容に変更が生じた場合、又は補助対象事業を中止しようとする場合は、あらかじめ益田市コミュニティ活動施設バリアフリー化等補助金変更等承認申請書(様式第5号)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、変更等の承認の可否を決定するとともに、益田市コミュニティ活動施設バリアフリー化等補助金変更等決定通知書(様式第6号)により当該補助決定団体に通知するものとする。

(完了の報告)

第9条 補助決定団体は、交付申請日の属する会計年度の末日又は補助対象事業を完了した日(コミュニケーションツール若しくは物品の納品を受けた日又は工事を完了した日をいう。)の翌日から起算して30日を経過する日のいずれか早い日までに、益田市コミュニティ活動施設バリアフリー化等事業完了報告書(様式第7号)に、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) コミュニケーションツールの作成又は物品の購入 次に掲げる書類

ア 納品書の写し

イ 領収書の写し

ウ 設置状況等を示す写真(カラー写真に限る。)

(2) 工事施工 次に掲げる書類

ア 工事契約書の写し

イ 工事内訳書の写し

ウ 領収書の写し

エ 工事施工後の現況写真(カラー写真に限る。)

(補助金額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、益田市コミュニティ活動施設バリアフリー化等補助金確定通知書(様式第8号)により補助決定団体に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定による通知を受けた補助決定団体は、益田市コミュニティ活動施設バリアフリー化等補助金交付請求書(様式第9号)により、市長に補助金を請求するものとする。

(周知啓発等への協力)

第12条 補助決定団体は、市が実施する障がい者への理解の促進及び差別解消のための周知啓発等へ協力するよう努めるものとする。

(補助金の返還等)

第13条 規則第16条第1項に定めるもののほか、市長は、補助決定団体が虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に交付している補助金があるときは、期限を定めて当該取消しに係る部分の補助金の返還を命ずることができる。

(管理及び継続使用義務)

第14条 補助決定団体は、補助金の交付を受けて作成し、購入し、又は施工したコミュニケーションツール、物品及び工事の成果物について、これらを取得した日から起算して、コミュニケーションツール及び物品にあつては3年間、工事の成果物にあつては5年間、継続して使用しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定があつた補助金については、第13条及び第14条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

別表(第5条、第6条関係)

補助対象事業	補助率	補助限度額
コミュニケーションツールの作成又は物品の購入	1/2	100,000円
工事施工	1/2	200,000円